

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年12月6日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

横浜市風力発電所油圧システム不良部品等緊急交換委託

2 履行場所

横浜市風力発電所(神奈川県鈴懸町8-1)

3 契約日

令和5年10月2日

4 履行日又は履行期間

令和5年10月2日～令和5年11月30日

5 契約金額

¥1,407,388.- (内 地方消費税等相当額 ¥127,944.-)

6 契約の相手方(名称及び所在)

ベスタス・ジャパン株式会社 取締役 杉山 竜太郎
東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館15階

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

横浜市風力発電所の油圧システムが故障し、倒壊もしくは破損、その他第三者への危害を与える恐れがあったため、早期復旧に向け、早急な原因調査と故障機器の交換が必要でした。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市風力発電所はヴェスタス株式会社製の風車であり、当該会社が独自に開発・製造を行った設備です。ベスタス・ジャパン株式会社はヴェスタス株式会社が開発・製造した機器の保守点検業務を行うために設立され、同等の技術及び専門技術者を有している唯一の代理店です。また早急に対処可能だったため相手方として選定しました。

9 所管課

環境創造局環境エネルギー課